

長井市振興審議会について

1 長井市振興審議会条例による設置

- ・長井市振興審議会は、「長井市振興審議会条例」に基づいて設置しています。

【条例抜粋】

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ市振興計画の策定、変更、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行わせるため、長井市振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 近年の振興審議会の経過

(1) 第五次総合計画の策定

① 8年ぶりの開催

- ・平成15年度に第四次総合計画を策定してから、平成16年度から平成23年度までは審議会を開催していませんでしたが、平成23年度に新たな総合計画（第五次総合計画）の策定のため、8年ぶりに開催しました。

② 第五次総合計画の審議

- ・平成23年度から平成25年度にかけて、計7回（その他専門部会4回）の審議を経て、平成25年11月に市長に『第五次総合計画（案）』を答申しました。
⇒ その後、第五次総合計画は平成26年3月に市議会の議決を得て、策定。

◆総合計画とは、市の最上位計画に位置付く計画であり、行政活動や市民によるまちづくりの指針となるものです。第五次総合計画では、「みんなで創る しあわせに暮らせるまち 長井」をまちの将来像に掲げています。

(2) 第五次総合計画の進行管理

① 継続的な審議会開催（年1～2回程度）

- ・以前は、総合計画の策定以降は振興審議会を開催していませんでしたが、第五次総合計画においては、その進行管理（PDCA サイクル）を重視し、継続的に振興審議会を開催することとしました。

② 進行管理の内容

- ・進行管理は、「行政評価」と「市民意向調査」を中心に実施しています。
- ・「行政評価」は、第五次総合計画で示した事業が毎年度どの程度進んでいるかを確認していくため、成果指標の達成状況や事務事業の実施状況を把握するとともに、事業の改善に役立てています。
- ・「市民意向調査」は隔年（偶数年度）で実施しています。市民を対象としたアンケート調査を実施し、市民の満足度や重要度を把握することで、事業の成果が現れているかどうかを確認することにしています。

3 振興審議会の役割（委員の皆様をお願いしたいこと）

（１）進行管理の進め方についての協議

（例）評価のやり方、公表の仕方

（２）長井市の事業全般に関する意見・提案

（例）改善した方がいい点、重点化していくべき事業など

4 総合計画に関するスケジュール

- ・現在は、第五次総合計画の前期基本計画の４年度目です。
- ・毎年度の進行管理やアンケート調査の状況を踏まえながら、平成30年度には後期基本計画を策定することを予定しています。

